

「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正」について

1. 改正の趣旨

- ・指定学校の変更が認められる理由のうち、「家庭の事情による理由」に関して、保護者や児童のニーズを踏まえ、対象学年及び期間を拡大する。

2. 改正内容

- ・「家庭の事情による理由」について、これまで申請時に3年生以下である児童を対象としてきたが、学年によって対象を制限しないよう変更する。

【神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則 別表第2（改正箇所抜粋）】 （現行）

指定学校の変更事由		期間
4 家庭の事情による理由	(1) <u>3年生以下の児童が、登校前又は下校後に指定学校の区域内に監督者がおらず、他の校区内では十分な保護監督を受けうる場合</u>	<u>小学校3年生まで</u>
	(2) <u>前号により指定学校が変更されている児童が、引き続き指定学校の変更を受けようとする場合</u>	<u>卒業までの、必要と認める期間</u>
	(3) 指定学校が変更されている児童生徒の他の兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する場合	卒業まで



（改正案）

指定学校の変更事由		期間
4 家庭の事情による理由	(1) 児童が、登校前又は下校後に指定学校の区域内に監督者がおらず、他の校区内では十分な保護監督を受けうる場合	<u>卒業まで</u>
	(2) 指定学校が変更されている児童生徒の他の兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する場合	卒業まで

3. 施行予定日

令和6年4月1日